

# 山梨県公報

第二百八十三号

令和四年

五月十二日

木曜日

## 目次

### 告示

○土地改良区の解散の認可……………二六三

### 公告

○国土調査の成果の認証(三件)……………二六三

○土地改良区役員の退任及び就任……………二六三

○換地計画の決定……………二六四

○公共測量の実施……………二六五

### 教育委員会

○使用料の収納事務の委託……………二六五

## 告示

### 山梨県告示第百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、令和四年四月二十六日玉諸土地改良区の解散を認可した。

令和四年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

## 公告

### ● 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和四年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 市川三郷町
- 二 調査を行った時期 令和二年五月二十六日から令和四年三月三十一日まで

- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 市川三郷町大字大塚の一部
- 五 認証年月日 令和四年四月二十六日

### ● 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和四年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 山中湖村
- 二 調査を行った時期 平成十三年六月二十一日から令和三年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 山中湖村山中の一部
- 五 認証年月日 令和四年四月二十六日

### ● 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和四年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 富士河口湖町
- 二 調査を行った時期 平成十年七月六日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 富士河口湖町大字富士ヶ嶺の一部
- 五 認証年月日 令和四年四月二十六日

### ● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、小曲土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和四年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日



県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和四年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和四年五月十三日から同年六月九日まで
- 三 縦覧場所 甲斐市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和四年六月二十四日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年十一月十二日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（3級基準点測量）
- 二 測量の地域 上野原市大柵地内
- 三 測量の期間 令和四年五月十日から令和四年九月九日まで

## 教育委員会

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

令和四年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 委託の相手方 上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市
- 二 委託に係る使用料 山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の使用料
- 三 委託の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番